

# 奨学金返還支援制度規程

株式会社食べるネット

## (目的)

第1条 この規程は、奨学金返還制度について定めたものである。

## (奨学金返還支援制度)

第2条 奨学金支援返還制度（以下「支援制度」という）とは、自身の奨学金を現に変換している従業員に対して、会社が返還額の一部を補助するために、奨学金返還支援手当（以下「手当」という。）として支給する制度のことをいう。

## (支援制度の対象者)

第3条 支援制度の対象者は、次のいずれにも該当する者（以下「支援対象者（正社員）」という。）とする。

- (1) 就業規則第2条に定める従業員であること。
- (2) 現に奨学金を変換している者であること。
- (3) 入社後、3年以内の者であること。
- (4) 第4条の書類を提出した者であること。

## (書類の提出)

- 第4条 支援制度の適用を受けようとする従業員は、奨学金等の借入総額、借入残高及び変換計画がわかる書類を会社が指定する日までに提出しなければならない。
- 2 支援対象者は、毎年、会社が指定する日に奨学金を変換していることを証明する書類を提出しなければならない。
  - 3 支援対象者は返還計画等の変更があった場合は、速やかに会社に申し出なければならない。

## (奨学金)

第5条 本規程に定める奨学金とは、次の各号に該当する奨学金をいう。

- (1) 公益財団法人大阪府育英会が貸与する奨学金
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- (3) その他会社が適当と認めた奨学金

## (奨学金返還支援額)

- 第6条 支援対象者の奨学金返還を支援するため、奨学金返還月額額の50%（上限10,000円）を毎月支給する。
- 2 欠勤、休業、休職中などの理由で勤務していない期間については、職場復帰するまで支援を中断する。

## (支援期間)

第7条 手当は、支援制度適用の申請があった日の属する賃金計算期間に対応する月から支給を開始し、奨学金の返還が終了するまでとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程を変更する場合は、事前に従業員に対し通知する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和6年1月1日から施行する。